

議案第50号

鹿屋市監査委員条例の一部改正について

鹿屋市監査委員条例の一部を次のように改正する。

令和8年9月4日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市監査委員条例の一部を改正する条例

鹿屋市監査委員条例（平成18年鹿屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき」を加える。

第4条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に、「第243条の2の7第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるほか、所要の規定の整理を行うため、本案を提出するものである。